平成29年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠]

【問題I】

- (1) 意匠法上の物品について説明せよ。
- (2) 意匠法における画像の保護の範囲について、意匠が物品に係るものと規定されている 観点から述べよ。

【40点】

【問題Ⅱ】

甲は、意匠子を創作し、平成 27 年 3 月 10 日に意匠子について意匠登録出願Aをし、平成 27 年 6 月 1 日に展示販売会に出品し、その後、受注活動を継続している。また、展示販売会での反響を参考にして、平成 27 年 7 月 10 日に、意匠子を改変した意匠口を創作した。平成 27 年 8 月 30 日に、意匠子及び口に係る物品を製造するための製造設備を用意し、その後、意匠口について受注活動を開始した。そして、平成 28 年 1 月 10 日に意匠子、意匠口の双方に係る物品の販売を開始した。意匠口は明らかに意匠子と類似するものであったので、甲は意匠口について意匠登録出願をしていない。

意匠登録出願Aは、公知意匠に類似するとの理由で拒絶査定となり、平成28年1月20日にこの査定は確定した。

乙は、平成 27 年 7 月 20 日に、自ら独自に創作した意匠**ハ**について意匠登録出願**B**をし、 平成 27 年 12 月 1 日に設定登録された。意匠**ハ**は意匠**イ**、意匠**ロ**の双方に類似するものであった。

乙は、平成 28 年 2 月 1 日に、**甲**に対し、**甲**による意匠**イ**及び意匠**ロ**に係る物品の販売は、**乙**が保有する意匠**ハ**に係る意匠権の侵害であるとの警告をした。

甲は、意匠**イ**も意匠**ロ**も自分が独自に創作したのに侵害だと言われる理由が解らずに、 また、侵害への対応について弁理士に相談した。

甲から相談を受けた弁理士として、**甲**が侵害だと言われる理由を述べた上で、侵害警告への対応について、**甲**に説明すべき事項を列挙し、適用条文とその立法趣旨を含めて事案に即して述べよ。

なお、意匠法の適用関係に限り、権利行使の制限(意匠法第 41 条において準用する特許 法第 104 条の 3) には言及しないものとする。

【60点】